

随意契約理由書

件名	西神・山手線、北神線信号用電源装置分解整備
契約の相手方	株式会社 京三製作所 大阪支社
根拠法令	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>本業務対象の信号・通信用電源装置は列車の安全運行に必要不可欠な信号保安設備及び通信設備に電気を供給しており、不具合が発生すると列車運行に重大な障害を与えるので常に良好な状態を維持するために国土交通省令に基づく整備要領を定めて、点検・保守作業を実施している。</p> <p>本業務は上記電源装置の劣化・消耗部品の交換及び点検・調整を主に列車運行時間外である深夜の短時間内に行うもので、正確、安全かつ迅速な作業が必要であり装置を熟知していなければならない。</p> <p>本装置の主たる分解整備内容は、整流器盤・インバータ盤等の劣化部品交換並びに各機器仕様に基づく単体性能確認及び総合動作確認であり、装置の設計開発・製作・据付工事を行った上記業者が独自に定めた基準・規格による判定が必要となるため、他のメーカーでは技術的に不可能である。</p> <p>以上により上記業者と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)